

「自動車税（種別割）の減免申請について（KVJ0UC）」のチラシの訂正について
「身体障害者等に対する 令和7年度自動車税（種別割）減免申請書（継続用）」
に同封した標記のチラシについて、記載内容の一部に誤りがありました。
下記のとおり訂正・補足いたします。

正誤表

訂正箇所	②の一文目
正	ハガキの <u>申請面（裏面）</u> 下部の申請者欄に記入をお願いします。
誤	ハガキの <u>宛先面（表面）</u> 下部の申請者欄に記入をお願いします。

補足

※ハガキの宛先面（表面）下部へは、減免申請を継続されない方のみ記載してください。
減免申請をされる方は、ハガキの裏面のみ記載してください。（表面への記載は不要。）

自動車税（種別割）の減免申請について

必ずお読みください

減免申請は毎年必要です。

- ① 同封の減免申請書（継続用）に記入し、点線以下の「使用目的等証明（確認）」欄に証明機関の証明を必ずもらってください。証明印の押印もれにご注意ください。
証明依頼先：通院→病院、通学→学校・幼稚園、通所→施設、通勤→勤務先、
一時帰省→病院・施設、生業・日常生活→民生委員
- ② ハガキの **申請面（裏面）** 下部の申請者欄に記入をお願いします。平日昼間の連絡先をご記入ください。
- ③ 申請期限までに届くようにお早めにご提出ください。
期限までに提出がない場合は減免を継続することができません。
郵便事故等による不到達・遅延の責任は負いかねますので、ご了承ください。

※減免申請をしない場合はハガキの宛先面（表面）最下部の枠内のみご記入ください。

注意事項

この減免申請の案内後、納税通知書が届きます。減免継続の予定で減免申請書（継続用）をご提出いただき、減免の継続が承認されれば納付の必要はありません。ただし、減免の上限額を超える額がある方は納税通知書に同封している納付書で納期限までにお支払いください。継続承認通知書は6月下旬に送付予定です。

納期限から6月中旬までの間及び減免上限額を超える額を納付した後すぐに車検を受ける方は、納税証明書の交付が必要となりますので、香川県県税事務所までお問い合わせください。